

助川交流センター利用のきまり

2025.2.2

助川交流センター運営委員会

1.利用できる人

- (1) 原則として、日立市民と日立市に在勤、在学している人
- (2) 次の各号に該当するものは、使用できません。
 - ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのあるとき。
 - ② 営利を目的と認められるとき。
 - ③ 宗教的、政治的行事に関して使用するとき。
 - ④ その他、管理上支障があるとき。

2.開館している時間

原則として午前9時～午後9時まで

3.休館日

- (1) 年末年始(12月29日～1月3日)
- (2) その他、交流センター運営委員会が特に必要と認めた日。

4.利用方法

(1) 申込み方法

交流センターの窓口へ直接申し込むこと。

(原則として、電話での申込みは受けません。)

(2) 手続き

- ① 利用する団体は利用団体登録書(会員名簿添付)の提出をお願いします。
- ② 調査の結果、問題がある場合には連絡します。
- ③ 団体の代表者に講師・先生・交流センター協力員はなれません。
- ④ 使用申請書・使用報告書の提出(申請書は月ごと申請可、報告書は利用の都度)
- ⑤ 一番先に来た人は、受付にて利用台帳に記帳してから部屋に入ってください。
- ⑥ 使用を取り消す場合は、必ず助川交センターへ連絡すること。(電話でも可)

(3) 申込み受付

- ① 運営委員会が認めた行事・団体・・・・・・3ヶ月前から
(日立市役所関係・助川交流センター・助川学区コミュニティ推進会・
助川学区のコミュニティ活動団体等)
- ② 利用団体登録をしている団体・・・・・・利用日の2ヶ月前の1日から
- ③ 登録していないグループ等・・・・・・1ヶ月前から前日まで

(4) 利用の制限

- ① 利用団体における利用登録回数は、週1回で月4回までとします。
- ② 公共の行事を優先とし、予約後に変更となることもあります。
- ③ 施設を利用できる団体の構成人数は概ね5名以上、1室とします。

(5) 利用時間の区分

利用区分	利 用 時 間
①午前	午前9時から12時まで
②午後	午後1時から4時30分まで
③夜間	午後5時から9時まで

(6) 部屋利用の特例

- ① 運営委員会が必要と認めたもの。
(総会・発表会・2区分の利用・1室以上の利用など)

(7) 利用者の心得

- ① 使用時間を守る。使用時間区分の終了時間10分前に行事を終了し、部屋の整理整頓および清掃を行い、利用責任者は使用報告書を事務室に提出し、協力員の確認を受けて退室するようにしてください。
- ② 発生したゴミは、必ず持ち帰ること。
- ③ 他の利用者に迷惑をかけるような行為を慎むこと。
- ④ 建物の一部、設備及び備品等を破損した場合は速やかに事務室に報告すること。
修繕・修理の費用は原則として破損された当事者の負担とします。
- ⑤ 湯沸室でお湯を沸かすときは、火気の取り扱いに十分注意し、傍から離れないようにお願いいたします。
- ⑥ 全館禁煙です。(指定喫煙個所は1個所・・・交流センター玄関前)
- ⑦ 協力員は自分が加入している自主グループの部屋の申込みはしないこと。
- ⑧ ダンス等でホールを利用されるグループは、必ずヒールカバーを着用すること。
- ⑨ 館内清掃を当番でお願いします。
 - ・定期的に使用する団体(月1回以上の使用)を2班に割り振り4ヶ月に約1回お願いします。
- ⑩ 備品の持ち込みは運営委員会の許可をもらうこと。
 - ・備品の持ち込みに関して、助川交流センターでは一切の責任は負いません。

(8) 備品の貸し出しについて

- ① 備品は無断で使用しないこと。申請書、報告書に記載してください。
一部貸出をしています。館内のみ、館外でも貸し出す物もありますので申し出てください。破損したものは弁償となります。
 - ・数は充分とは言えませんので融通しあってご使用ください。
 - ・お茶セット式(茶碗・ポット・急須等)茶葉は各自ご持参ください。
 - ・スポーツ用品(フィットネスマット・踏み台・卓球セット等)
 - ・音響機器(カラオケセット・ラジカセ・マイクセット等)
 - ・その他
- ② 図書の貸し出しもあります。(記念図書館の移動図書)
 - ・破ったり、汚したりしないようにご注意ください。

(9) 諸注意事項

- ① 車両の駐車は、指定場所に正しく駐車すること。
 - ・交流センター1階、かしま児童公園駐車場、日立市鹿島町駐車場
 - ・自分たちの教室(お稽古)が終わったら、次のグループのために速やかに移動してください。
 - ・駐車場内での事故等については、当事者の自己責任とします。
- ② 飲食する場合は、食べこぼしに注意ください。
 - ・コーヒー、お茶、ジュース等こぼしたらすぐ拭き取ってください。
 - ・テーブルは拭いて、後始末をしっかりとお願いします。

5.その他

- (1) 「日立市交流センターの設置及び管理に関する条例・規則」及び「使用のきまり」に違反する恐れがあるときは利用できません。
- (2) アルコール類は飲用しないこと。ただし、団体によっては責任者の申請により、一定の条件のもとで運営委員会が許可することもあります。
- (3) 光熱費の削減をお願いします。冷房・暖房は控えめに設定し、日中の照明は出来るだけ省エネに協力ください。
- (4) 道具の保管はいたしません。
ただし、団体によっては責任者の申請により、一定条件のもとで運営委員会が許可することもあります。
- (5) 印刷機・コピー機の使用については下記のとおりです

印刷機	原紙代	100円/1回製版	
	印刷代	片面 1円、両面 2円	
	用紙代	2円	
コピー	白黒	全サイズ	10円/枚（片面）
	カラー	A4まで	30円/枚（片面）
		B4・A3	50円/枚（片面）

6.上記に定めのない事項は、運営委員会において協議する。

*皆様方に気持ち良く利用して頂くために、交流センター協力員一同気を配ってまいりますが、行き届かないことも多々あると思います。皆様のご協力よろしくお願いいたします。